

女性のライフステージに寄りそう



女性のための 保険シリーズ

(医療保険金付定期保険・新医療保険金付定期保険・総合医療保険)

プランは3つ
自分の目的に必要な保障を選びやすい

保険金種類	マタニティライフ α 保険 (医療保険金付定期保険)	レディースライフ α 保険 (新医療保険金付定期保険)	ウーマンライフ α 保険 (総合医療保険)
入院保険金	日額 5,000 円～20,000 円 (30 日限度)	日額 5,000 円～10,000 円 (30 日限度)	日額 5,000 円 (60 日限度)
普通分娩入院保険金	日額 10,000 円 (7 日限度)	日額 5,000 円 (7 日限度)	日額 5,000 円 (7 日限度)
手術保険金	5 万円・10 万円・20 万円	10 万円	10 万円
先進医療保険金	5 万円～80 万円	-	-
精神行動障害保険金	-	-	日額 2,000 円 (60 日限度)
精神行動障害通院保険金	-	-	日額 2,000 円 (月 2 回、1 保険期間 24 日限度)
普通死亡保険金	300 万円	100 万円	-
傷害死亡保険金	300 万円	-	-
重度障害保険金	300 万円	-	-
特定重度障害保険金	300 万円	-	-

【マタニティライフ α 保険の特徴】

1. 普通分娩の入院において最大7万円までを保障します。
2. 先進医療で、健康保険適用の不妊治療は保障されます。
3. 治療費用が高さ、または治療期間が長さが違う場合に応じて、入院保険金額が1倍、2倍、3倍、4倍と変動します。
4. 医科診療点数に応じて手術が5万円、10万円、20万円と変動します。
5. 一般の病気も保障します。
6. 万一の際の保障も充実しています。

【レディースライフα保険の特徴】

1. 乳がんや子宮頸がんといったガンで入院することになった場合、ガン入院保険金30日分の30万円が一時に支払われます。
2. 子宮筋腫、卵巣嚢腫、卵管内乳頭腫などの良性ガンによる2日以上入院の場合は、1日の入院日額が倍額になります。
3. 肝疾患、腎疾患、循環器系による2日以上入院の場合は、1日の入院日額が倍額になります。
4. 先進医療で、健康保険適用の不妊治療は保障されます。
5. 医科診療点数が16667点以上の手術であれば、一律10万円の保険金が支払われます。
6. 一般の傷病、更には普通分娩の入院も保障します。

【ウーマンライフα保険の特徴】

1. 抑うつ障害などの精神及び行動の障害の診断を医療法に定める病院及び診療所にて診断され、4日以上継続した休職されたときに4日目から1日2000円を給付します。
2. 4日以上継続した休職された後、医療法に定める病院及び診療所に通院されたときに1日2000円を給付します。
3. 医科診療点数が16667点以上の手術であれば、一律10万円の保険金が支払われます。
4. 一般の傷病の入院も保障します！

【3つの保険の注意点】

1. これら3つの保険は、少額短期保険ですので、生命保険料控除の対象にはなりません。
2. 3つの保険は、いずれか1つにしかお申込みができません。万一、重複契約が発見された場合は、証券番号が最も若い保険契約を有効契約とします。
3. 責任開始日は、申込をされた翌月1日になります。責任開始日前に生じた傷病、着床した妊娠、発症した精神及び行動の障害については保障の対象外です。
4. 健康診断を受診されている方は、後日（保険金請求時を含む）申込日以前の1年以内の健康診断の結果を提出をお願いすることがあります。
5. 非対面による保険申込です。保険金請求時に不明点がある場合は、医療機関（前医などを含みます。）に事実確認をさせていただきます。
6. 責任開始日以前に起こっていた傷病については、告知を頂いた場合は、保険金の引受けない場合があります。また、告知を頂かなかった場合は、保障されない場合があります。
7. 精神及び行動の障害（飲酒、覚せい剤、うつ病等を含みます。）を原因とする事故については免責事由となり入院保険金や手術等については保障の対象外です。
8. マタニティライフα保険とレディースライフα保険の1入院の1保険期間あたりの上限は30日、ウーマンライフα保険の1入院の1保険期間あたりの上限は60日に設定されています。
9. 精神行動障害保険金の1保険期間あたり60日まで、精神行動障害通院保険金の1保険期間あたり24回までを上限としています。
10. 反社会的な勢力に関係する方のお申込は、保険契約を解除します。
11. 次に保険申込をされる方については、保険の引き受けを見合せる場合があります。
 - 過去に帝王切開を受けたことがある方。
 - 過去に7日以上入院、または全治するまでに7日以上期間を要したことがある方。
 - 現在、既に妊娠、不妊治療、精神及び行動の障害の診断を受けている方
12. 保険料が5歳ごとに変わっていきます。
13. ウーマンライフα保険は、全国健康保険協会管掌健康保険・組合管掌健康保険の被保険者が対象になります。

保険料

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
マタニティライフα保険	1,540円	1,920円	2,380円	2,450円	2,110円	2,040円	-	-	-
レディースライフα保険	1,000円	1,430円	2,160円	2,650円	2,300円	1,730円	1,940円	2,370円	2,890円
ウーマンライフα保険	1,260円	1,650円	2,160円	2,210円	1,890円	1,740円	1,750円	1,910円	2,190円

保障の詳細

保障の詳細については、次のとおりです。

名称	マタニティ ライフα保険 (医療定期保険金付定期保険)	レディース ライフα保険 (新医療保険金付定期保険)	ウーマン ライフα保険 (総合医療保険)	支払事由
入院保険金	日額 5,000 円 日額 10,000 円 日額 15,000 円 日額 20,000 円 (30 日限度)	日額 5,000 円 日額 10,000 円 (30 日限度)	日額 5,000 円 (60 日限度)	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. 責任開始日以後に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院。なお、発病した疾病の治療が悪性新生物の場合はガン入院保険金を適用します 2. 医療法に定める病院または診療所における入院 3. 2 日(1 泊 2 日)以上の継続した入院 4. マタニティα保険及びレディースα保険については、普通保険約款に定めるいずれかの種類の入院
普通分娩入院 保険金	日額 10,000 円 (7 日限度)	日額 5,000 円 (7 日限度)	日額 5,000 円 (7 日限度)	
ガン入院保険金	-	10,000 円	-	被保険者が、責任開始日以後に、悪性新生物により次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. 医療法に定める病院または診療所における入院 2. 2 日(1 泊 2 日)以上の継続した入院 3. 普通保険約款に定めるいずれかの種類の入院
手術保険金	5 万円 10 万円 20 万円	10 万円	10 万円	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. 責任開始日以後に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術 2. 医療法に定める病院または診療所において受けた手術 3. 普通保険約款に定めるいずれかの手術 普通保険約款は「医科診療点数表」に定めのある手術です。「歯科診療点数表」に定められる手術は、支払いの対象とはなりません。
先進医療保険金	5 万円～ 80 万円円	-	-	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する療養を受けたときに実際に支払った技術料に応じて支払います。 1. 責任開始日以後に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする療養 2. 普通保険約款に定める先進医療による療養 3. 普通保険約款に定める法律に基づく「評価療養」のうち、厚生労働大臣が先進医療と定める療養(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。) 4. 療養を受けた日現在において、健康保険法等に定める「療養の給付」に関する規定において給付対象となっているものや、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっているものを除いたもの
精神行動障害保険金	-	-	2,000 円 (60 日限度)	被保険者が、責任開始日以後に次のいずれにも該当する休職をしたとき 1. 責任開始日以後に医療法に定める病院及び診療所に精神及び行動の障害と診断されたとき 2. 4 日以上継続した休職
精神行動障害 通院保険金	-	-	2,000 円 (月 2 回、1 保険期間 24 日限度)	被保険者が、責任開始日以後に精神行動障害保険金の支払対象となる疾病の治療のために医療法に定める病院及び診療所へ通院をしたとき
普通死亡保険金	300 万円	100 万円	-	被保険者が、保険期間中に死亡したとき
障害死亡保険金	300 万円	-	-	責任開始日以後に発生した不慮の事故 を直接の原因として、被保険者が保険期間中に死亡したとき
重度障害保険金	300 万円	-	-	責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、被保険者が保険期間中に重度障害状態と医師に診断されたとき
特定重度障害保険金	300 万円	-	-	責任開始日以後に発生した不慮の事故 を直接の原因として、被保険者が保険期間中に重度障害状態と医師に診断されたとき

保障の対象にならない Case

以下のような場合は、保険金のお支払い対象外となりますので、保険金を申込む際は、お申込みの際に送られてくる約款をご確認ください。

- 1) 保険開始日より前に発症していた病気や事故
保険が開始する前にすでに発症していた疾病や発生していた事故については保障の対象となりません。
- 2) 保険約款に該当しない場合
ご契約いただいている「普通保険約款」に照らして対象とならない場合は、保障の対象となりません。
- 3) 告知義務違反による解除となる場合
 - ①保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、支払い事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の告知することを要します。
 - ②当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実ではないことを告げた場合には、当社は将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - ③当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。

ご契約にあたって

■対象となる被保険者の範囲

- マティアイα保険（医療保険金付定期保険）・ディスアイα保険（新医療保険金付定期保険）
日本国内に居住する責任開始日時点において満1歳から満80歳までの方
- ウマアイα保険（総合医療保険）
・日本国内に居住する責任開始日時点において満15歳から満69歳までの方
・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者
・組合管掌健康保険の被保険者

■保障内容の注意事項

<お支払いについて>

- ※保険金は、その請求に必要な書類が当社に到着してから原則5営業日以内に、保険金の受取人が指定した口座に保険金を支払います。
- ※保険契約の締結時から保険金請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、事実確認を行います。この場合は、保険金を支払うべき期限は当社が保険金請求書を受領した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
それでも支払いの判断ができない場合は、約款に準じて行います。
- ※分娩にかかる入院保険金に関する支払いは、責任開始日以後の妊娠に限りです。なお、母子手帳などで週数で確認いたします。
- ※ディスアイα保険（新医療保険金付定期保険）のガン入院一時金は、他の入院と通算します。入院した後に、ガンと判明した場合は、それまでの入院を差引いて、ガン入院一時金を支払います。
- ※手術は、当社約款に定められた手術に対して支払います。
- ※被保険者が、1入院期間中に複数日程で2種類以上の手術を受けたときは、それぞれの手術に対して手術保険金を支払います。1入院期間中の手術保険金の支払限度額は20万円です。
- ※被保険者が手術保険金に規定する手術のうち、同時に2種類以上を受けた場合は1種類の手術として手術保険金を支払います。
- ※保険金を支払わない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳細は「ご契約のしおり/約款」にてご確認ください。

<支払限度について>

- ※普通死亡保険金又は重度障害保険金は300万円を限度に支払います。
- ※傷害死亡保険金又は特定重度障害保険金は300万円を限度に支払います。
- ※マティアイα保険（医療保険金付定期保険）・ディスアイα保険（新医療保険金付定期保険）は、1保険期間の入院保険金は1入院あたり30日（60万円）、手術保険金は1保険期間あたり20万円です。なお、これらの1保険期間に支払える額は合算して80万円を限度とします。保険契約が継続された場合は、これらの保険金は全保険期間を通算して各々365万円まで支払います。
- マティアイα保険（医療保険金付定期保険）には、先進医療保険金は1回につき最大80万円が付いています。なお、これについても他の医療保障と合わせて1保険期間に支払える額は合算して80万円を限度とします。
- ウマアイα保険（総合医療保険）は、1保険期間の入院保険金は1入院あたり60日（60万円）、1保険金あたり手術保険金は20万円、精神行動障害保険金は12万円、精神行動障害通院保険金は4.8万円です。なお、これらの1保険期間に支払える額は合算して80万円を限度とします。保険契約が継続された場合は、入院保険金及び手術保険金は無制限、精神行動障害保険金及び精神行動障害通院保険金は300日まで支払います。

<消滅について>

- ※各保険金の通算限度額が365万円に達した時点で保険契約は消滅します。

■特約について

当社の商品には、次の特約があります。

特約名称	特約内容
特別条件付き特約	通常よりも保険金を支払う可能性が高いと判断される場合は、一定の条件を付加する等をして契約を引受けます。
指定代理請求人制度に関する特約	入院保険金、手術保険金、先進医療保険金、重度障害保険金、特定重度障害保険金について特段の事情により被保険者が請求できない場合に備えて、あらかじめ保険金の受け取りを指定できます。
クレジットカード特約	当社が指定するクレジットカードにより、保険契約者がこの保険契約の有効期間中または猶予期間中に保険年齢の変更に伴う追加保険料を含んだうえで保険料を支払うことを承認します。

※主契約が消滅した時は、特約も消滅します。

※定期保険には、特別条件付特約は付加できません。

■保険期間・保険料払込期間1年

なお、マティアイα保険（医療保険金付定期保険）は44歳までとしていますが、マティアイα保険（医療保険金付定期保険）とディスアイα保険（新医療保険金付定期保険）更新日時点で94歳までの方は更新することができます。また、ウマアイα保険（総合医療保険）は79歳までの方は更新できます。

■責任開始日

保険契約の申込を承諾後、第1回保険料が払込まれた日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。

■保険料払込方法と解約返戻金について

※月払契約のみの商品で、解約返戻金はありません。

■配当金について

配当金はありません。

■診査

医師による診査は不要です。

■保険料について

ご契約の保険料は、ご契約内容・性別・契約年齢・契約日により決まります。なお、更新の際には、新たな告知書の提出は不要ですが、更新後の保険料は更新時の年齢と保険料率により再計算します。

■ご契約の注意事項

- ※被保険者1名につき、1契約を超えて加入することはできません。
- ※法人を保険契約者とする契約に関しては、被保険者数が100名までを上限とします。
- ※現在加療中の方は、お引受けしません。
- ※既往症などによっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。

■告知書とは

- ※保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知の際に、事実を告げなかった、または事実でないことを告げた場合には、当社は将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ※解除の原因となる事実によって既に保険金が支払われている場合は、当社はその保険金の返還を請求することができます。ただし、支払事由と解除になった事実に関係がない場合は、その限りではありません。
- ※この規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の通信先又はその住所もしくは居住が不明または、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、保険金の受取人宛てに通知します。

■その他重要なお知らせ

- ※当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険料の増額または保険金額の減額などの契約内容の見直しを行うことができるものとします。
- ※この保険が不採算となり、保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより当社は更新契約を引受けないことができるものとします。
- ※保険期間中に想定外の収支の悪化が生じ、その影響により保険料算定の計算基礎に著しい影響をおよぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ※保険金の支払が多発し、保険料算定の計算基礎に著しい影響をおよぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

■ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」

「約款」を必ずお読みください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」は告知義務の重要性などのご契約者様及び被保険者様が不利益にならないよう当社独自の内容などの概略を記載しています。

「約款」はご契約にともなう大切なことがらや必要な知識などについて説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

本人確認について

法律の定めにより、ご契約時、保険金請求時、または名義変更時等で運転免許証や健康保険証の提示を求めるなどご本人の確認をさせていただくことがあります。

引受保険会社

まごころ少額短期保険株式会社

〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウェルストン1ビル3階
お客様相談窓口:0570-550-514 電話受付時間 平日10:00~17:00
(土日休日 年末年始は休ませていただきます)
<https://www.magocoro-ins.com>

取扱代理店